

令和4年長浜市議会3月定例会

報告・資料

- 2 指定専決処分した事項について（報告）
- 4 令和4年度徴収計画

指定専決処分した事項について（報告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をした。

番号	専決 処分日	事件内容	相手方	損害賠償額	担当課
指定専決 第 28 号	令和 3 年 11 月 19 日	平成 30 年 10 月 10 日北部振興局駐車場にて発生した、公用車による人身事故		329,700 円	北部振興局 建設課
指定専決 第 29 号	令和 3 年 12 月 10 日	令和 3 年 8 月 30 日姉川コミュニティ防災センター男性浴室にて発生した、職員が操作した引戸と利用者との接触事故		16,140 円	人権施策推 進課
指定専決 第 30 号	令和 3 年 12 月 20 日	令和 3 年 9 月 14 日あざい認定こども園玄関ポーチにて発生した、通園バスによる車両破損事故		747,340 円	幼児課
指定専決 第 31 号	令和 3 年 12 月 21 日	令和 3 年 4 月 24 日長浜市西浅井町庄地先にて発生した、市道の管理瑕疵に起因する自転車破損事故		16,116 円	北部振興局 建設課
指定専決 第 1 号	令和 4 年 1 月 4 日	令和 3 年 11 月 18 日長浜市木之本町黒田地先にて発生した、除草作業に起因する飛び石による車両破損事故		89,760 円	北部振興局 建設課
指定専決 第 2 号	令和 4 年 1 月 19 日	令和 3 年 12 月 1 日びわまちづくりセンター駐車場にて発生した、施設の管理瑕疵に起因する車両破損事故		63,833 円	市民活躍課
指定専決 第 3 号	令和 4 年 1 月 21 日	令和 4 年 1 月 1 日長浜市細江町地先にて発生した、除雪車による車両破損事故		27,500 円	道路河川課

個人情報保護の観点から氏名等の取扱いについて、特段のご配慮をお願いします。

令和4年度徴収計画

一般会計・特別会計

債権名	所管	区分	目標収納率	未収額の 見込 【千円】	参考)前年度 未収額の 見込 【千円】	不納欠損額 見込 【千円】	滞納処分・ 強制執行・ 法的措置等 見込【件】	各所管における取組
市税	税務課 滞納整理課	現年度分	99.2%	424,168	425,284	35,879		(税務課:市税) チラシ、市HP、広報、封筒裏面で各種納付方法の周知・啓発を行い、納税義務者のニーズに合わせた納付方法を提供することで、期限内納付を促します。
		滞納繰越分	22.5%					
国民健康保険料(税)	保険年金課 滞納整理課	現年度分	95.0%	228,068	228,941	46,623		(保険年金課:国民健康保険料) 滞納者が発生した過誤納付金や療養費・高額療養費については、本人の承諾を得て、速やかに滞納分への充当を行います。 滞納者に対する長期保険証の交付制限や、喪失勧奨を定期的に文書で行い、国保資格の適正化を図ります。 納付方法の拡大について、広報紙やHPに掲載するとともに、当初の納付通知にチラシを同封するとともに、窓口にもチラシを設置し、新規加入者への周知を行います。
		滞納繰越分	25.0%					
後期高齢者医療保険料	保険年金課 滞納整理課	現年度分	99.5%	9,363	7,554	233	1,454	(保険年金課:後期高齢者医療保険料) 未納の累積している被保険者に対し、短期保険証を交付し、更新時の納付相談を促し、納付の機会を確保します。 年度の途中で年金特徴が停止となってしまう対象者に対し、事前に口座振替の利用勧奨を促すことで、納め忘れの防止を図ります。
		滞納繰越分	50.0%					
介護保険料	介護保険課 滞納整理課	現年度分	99.6%	20,057	20,000	4,231		(高齢福祉介護課:介護保険料) 介護保険制度への理解を求めるとともに、納付啓発や納付指導に努め、新たな未収金の発生を防ぎます。
		滞納繰越分	30.0%					
保育所保育料	幼児課 滞納整理課	現年度分	99.4%	4,444	4,554	378		(幼児課:保育所保育料) 未納の早期完結のため児童手当からの申出徴収の推奨をはじめとする納付指導等に取り組みます。
		滞納繰越分	23.0%					
放課後児童クラブ保護者負担金	子育て支援課	現年度分	99.9%	242	288	0	1	(滞納整理課) 督促状を発生してもなお滞納となっている案件については、適時に催告書を発送し、早期解消のための納付指導を行い、催告等を行っても納付に応じない者には、法令等に基づき差押や捜索、公売等の滞納処分等を適切に実施します。 新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢を注視しながら、納付相談時には丁寧かつ詳細な状況の聞き取りを行い、あわせて財産調査、実態調査を行い、的確に状況を見極めながら滞納整理活動を行います。
		滞納繰越分	50.7%					
市営住宅使用料	住宅課	現年度分	97.3%	15,412	15,402	200	1	現年度分については、電話や文書催告を行うとともに、通所取消も見据えた取組を行うことで、滞納額の増加を防ぎます。 滞納繰越分については、徴収困難案件の徴収事務を滞納整理課へ一時移管することで財産調査や法的措置の検討等を進め、早期の債権回収を目指します。
		滞納繰越分	11.5%					
住宅改修資金貸付金等	住宅課	現年度分	96.3%	138,987	146,426	2,000	1	早期に督促・催告(文書・電話)・臨戸徴収を行い、催告しても応じない場合は、連帯保証人への納付指導協力依頼や保証債務履行通知を行います。 それでも応じない場合は、案件ごとに適切な措置(弁護士催告・明渡請求・法的措置等)を早期に講じます。
		滞納繰越分	4.0%					
農業集落排水処理施設使用料	下水道総務課	現年度分	99.2%	6,110	5,788	53	1	督促・催告により早期納付促進に向けて取り組むとともに、財産調査同意書の徴収を進め納付資力の把握に努めます。納付意識の低い事案に対しては、弁護士催告による債権回収や、回収可能な財産がある場合には支払督促等の法的措置を行います。
		滞納繰越分	35.0%					
学校給食費 ※令和4年度新規	すこやか教育推進課	現年度分	99.8%	1,911	1,402	0	0	滞納が累積しないように滞納額が多い人を重点的に電話等でこまめに督促を行います。また、外国語版の督促関係書類がポルトガル語版しかないので、スペイン語やタガログ語についても作成を進めます。
		滞納繰越分	39.9%					
合 計				848,762	855,639	89,597	1,458	

地方公営企業会計

債権名	所管	区分	目標収納率	未収額の 見込 【千円】	参考) 前年度 未収額の 見込 【千円】	不納欠損額 見込 【千円】	滞納処分・ 強制執行・ 法的措置等 見込【件】	各所管における取組
公共下水道使用料	下水道総務課	現年度分	84.1%	343,281	342,069	5,000	130	督促・催告や納付指導により早期納付の促進に取り組み、新たな滞納者の発生を抑止します。また、財産調査の実施を強化し納付意識の低い事案に対しては滞納処分を行います。
		滞納繰越分	87.2%					
公共下水道受益者負担金	下水道総務課	現年度分	98.0%	210	443	0	0	
		滞納繰越分	76.1%					
合 計				343,491	342,512	5,000	130	

※病院事業分は、別途病院で決裁・議会報告